

宮古島における琉球近世瓦の分類

—琉球近世瓦の研究—

石井 龍太

要旨 琉球近世瓦は琉球諸島において主に近世期に生産され消費された特徴的な瓦である。そのうち宮古島で出土する資料を対象に集成、分類するのが本稿の目的である。琉球近世瓦については既に幾つか論考があるが、現時点までに蓄積された資料からみると呼称や分類に再考すべき点があると考えている。

先ず先学の諸問題を整理し、呼称や分類について一定の方式を提案したい。琉球近世瓦の瓦当紋様において、その大半のモチーフは牡丹であり、宮古島の琉球近世瓦も例外では無い。子房、花卉、さらに軒平瓦に置いては左右に大きく表現される葉を主要素として分類を試みた。さらに葺き方に関する特徴、製作の流儀に関する特徴を観察、分類し、諸特徴の組合せから分類を試みた。また文献史料に見られる宮古島における瓦と瓦葺き建築についても合わせて考察した。

はじめに

生産遺跡、消費遺跡ともに、沖縄県内各地から莫大な数の瓦が出土する。特に沖縄本島南部の近世遺跡から出土する資料の殆どは瓦だといってよい。収蔵庫に入れば堆く積み上げられた瓦のコンテナにしばしば圧倒される。琉球だけでなく、江戸の遺跡においても出土資料の大半を占めるのは瓦である。金子智氏は、江戸近世遺跡からの瓦の出土量を「調査担当者の熱意を圧倒する」と表現した（金子 1996 : 158）が、莫大な出土量を理由に敬遠され、資料点数は豊富でありながら、豊富であるが故に研究が遅々として進行しない矛盾がある。同じ研究状況が沖縄にも見られる。窯業生産の中心的存在でありながら、避けられるのが常であったといえる。

一般に瓦を生産するには焼成施設、整形用具といった特殊な設備とそれを運用する技術、さらに燃料、土といった莫大な資源を必要とする。そしてたとえ小規模な建築物でも瓦の使用枚数は多量なものとなり、丈夫な部材と丈夫な構造がなければ瓦の重さで建物は潰れてしまう。瓦を使用するほど、つまり瓦自体の費用が増すほど、建物そのものにかかる手間も費用も増すことになる。

瓦は高価で手間のかかる建築材である。しかしどれだけ面倒で厄介なものであろうとも、近世期を通じ瓦葺き建築は建てられ続けた。一般に瓦の装飾的側面が理由として指摘される。また屋根を覆って建築物を堅牢にする建築材の側面も理由としてしばしば指摘される。驚くべき生産量、消費量、そして軒瓦の多様な瓦当紋様を見れば、琉球近世社会において瓦にかけられた労力がどれだけ甚大なものであったか推し量れるといえよう。

本稿で扱うのは琉球諸島において近世期を中心に作られ用いられた瓦である。かつては中国明朝の瓦との関係が指摘され、「明朝系瓦」等「明」の名をつけて呼ばれていたが、筆者はこれまでの議論が根拠不十分であることを指摘し（石井 2008g : 25-26）、単純に大まかな地域名と時代名をあ

わせて「琉球近世瓦」と呼んでいる。なおここで言う「琉球」とは、概ね南西諸島のうち沖縄諸島、宮古諸島、八重山諸島を包括した地域である琉球諸島を指している。「近世」とは、概ね薩摩入り前後の16世紀後半から廃藩置県が行なわれる19世紀後半までの期間を指している。

瓦は数だけでなく種類も多い。細分のためには用語が必要となるが、本稿では先行研究の中で最もよく使われてきた丸瓦、平瓦、軒丸瓦、軒平瓦を用いることとする。琉球近世瓦の内、基本になるのは丸瓦と平瓦である。その他に軒瓦も多く出土しており、軒丸瓦と軒平瓦がある。琉球近世瓦の場合、軒丸瓦の瓦当は円、軒平瓦の瓦当は逆三角形を呈したものが一般的である。逆三角形の瓦当を持つ軒平瓦を「滴水瓦」とも言う。蕭崇業の『使琉球録』（1579年）には「滴水」の語があり、軒瓦のことと考えてよいだろう。但し沖縄の近世文書には「滴水」と記述されたものは今のところ見当たらず、丸瓦は男瓦、平瓦は女瓦、軒丸瓦は花瓦、軒平瓦は髭瓦と記述される。同じ名称が古文獻に登場しており、琉球近世瓦が日本の瓦文化の要素を取り入れて展開していた可能性を示している。

一般に軒瓦は瓦当を有することで分析の手がかりとなる特徴が多い。また屋根の中で見る者の視線に最も近い軒先に用いられることで、装飾材としての瓦の中心的役割を果たすものとも言える。これまで軒瓦は瓦に関する考古学的研究の中で中心的位置を占めてきた。本稿でも分析の中心に据えて論じていくこととする。

宮古島の琉球近世瓦

琉球諸島で瓦が最も多く出土するのは沖縄本島だが、宮古島、石垣島においても琉球近世瓦は出土しており、また重要な問題点を多く内包している。沖縄本島における琉球近世瓦については既に論じた（石井 2006a,2006b,2006c,2007c,2008d）が、琉球近世瓦を考えるには沖縄本島の出土例を分析するだけでは不十分であるといえる。

本稿では八重山諸島の琉球近世瓦（石井 2007a,2007b,2007d,2008a）に次いで、宮古諸島において琉球近世瓦の出土が確認される宮古島を対象に、離島における琉球近世瓦に関する分類と分析を行う。

分類

瓦当紋様

瓦当紋様の紹介と分類

先ず軒瓦の瓦当紋様について、諸特徴を整理し分類する。

一般に瓦当は個々に手作りするのではなく、型：瓦当笥を用いて製作される。琉球近世瓦の瓦当も笥を用いて製作されている。そのため笥さえ残っていれば同じ瓦当紋様の製品を作ることが出来

ることになる。故に範の耐久年数と紋様の需要に従って生産期間は決定されることとなる。範が丈夫で需要があれば、生産開始期が遅れる瓦当紋様と製作期間が重なることとなろう。逆に範は使用出来る状態でも何らかの理由で生産中止になることもあろう。中には一定期間製作した後、一時中断を挟んで生産を再開するといったことも無いとは言えない。資料の観察のみからこうした細かな製作状況まで迫るのは容易でない。瓦当紋様の型式学的編年は、瓦当紋様が決定された順序、あるいは瓦当範製作の順序を反映すると期待出来るかもしれないが、そのまま瓦の編年になるとは断定出来ないと考えられる。特に琉球近世瓦の場合、中国宋代の瓦に確認されるデザイン化された牡丹紋様をほぼそのまま用いたものが確認され（石井 2008g : 25）、琉球近世瓦の紋様だけを詳細に検討しても編年を組み立てるのはまず不可能だといえよう。

琉球近世瓦の紋様は、殆ど全てが植物、特に花を図案化しているのは先学の認めるところである。私も同様の考えを持つが、モチーフになる植物の具体的な種類が何かは、研究者によって見解の相違があった。渡辺氏は「アカバナ（ハイビスカス）ヤソテツなどの植物」を挙げる（渡辺 1990 : 5 他）。渡辺氏は根拠を挙げていないが、アカバナやソテツは現代の陶工の間で瓦の紋様として認識されているモチーフである（上原 1998a : 12）ことにヒントを得たものであろう。一方上原氏は「牡丹が主体となるもので、他に蓮華、菊に似たものがある」と述べている（上原 1994a : 183）。上原氏は中でも牡丹に注目し、「牡丹やその草花からの変遷」（上原 1998a : 12）、「牡丹が主」（上原 2000a : 40）と述べ、紅型の紋様を引いている（上原 1994a : 183-184）。

実際に瓦当紋様を検討して、私も牡丹を琉球近世瓦の瓦当紋様の主流であると考え。そして一言に牡丹紋様といってもその種類は実に豊富である。沖縄本島、石垣島の琉球近世瓦に見られる瓦当紋様については既に論じた（石井 2006b、2007b 他）が、琉球近世瓦の中にも牡丹をモチーフにしたと考えられる紋様系統が複数存在している。筆者はかつて個々の牡丹紋様の諸要素を整理して5種類に分類し、各々に便宜的な番号（Ⅰ～Ⅴ）を付けた（石井 2006b:112-130）。宮古島の琉球近世瓦においては、そのうち牡丹紋様Ⅱのみが確認される。牡丹紋様Ⅱは花をやや斜め上から見たかなり写実的な表現であり、軒丸瓦の場合は上方に雌しべが伸び先端で二股に分かれるという特徴が多く認められる。一方で同じ牡丹紋様Ⅱに属しながらデザイン化された紋様も多く、中には花として意識されていたとは考えにくい紋様も見られる。現代の陶工の間ではアカバナやソテツとして認識されているデザインである（上原 1998a : 12 他）。宮古島の資料には牡丹紋様Ⅱの中でも写実的な表現で牡丹紋様と明らかに分かるものではなく、変容が進み花としての意識が薄れたものばかりが確認される。また沖縄本島における軒丸瓦の瓦当紋様の場合は中心の牡丹紋様の周りを珠文が巡るものが多いが、宮古島の資料には今のところ珠文が確認される瓦当紋様はない。また花卉の間に蔓が配置されるものが本島の資料には多くあったが、蔓が配置される資料も今のところ宮古島には無い。沖縄本島の資料と比べて諸点で省略の傾向にあり、変化することはあっても紋様に追加される要素は無いといってよいだろう。

軒丸瓦と軒平瓦とでは葉、花卉、子房といった諸要素の構成が異なり、同じデザインの紋様が用

いられるものは確認されない。また沖縄本島、石垣島の琉球近世瓦の中には牡丹とは考えにくい紋様を用いたものも見られるが、宮古島の資料には今のところ牡丹紋様のみが確認されている。

瓦当紋様の細分と呼称

単一の牡丹紋様に分類されることを踏まえ、さらに瓦当紋様を細分してみよう。紋様の呼称は、ひとつの瓦当範から作られる紋様1種に呼称ひとつが対応するようにつけることとする。¹⁾ 本稿では土器の型式名と同様に、資料が最初に発見・報告された遺跡名を用いて瓦当紋様の呼称とすることにする。²⁾ さらにひとつの遺跡で新出の資料が複数存在する場合に備え、遺跡名の後に大文字のアルファベット一文字を加える。何れのアルファベットも紋様の新旧関係を意味しない。さらに軒丸瓦・軒平瓦で呼称が重複するので、混乱を避けるために軒丸瓦か軒平瓦かは文脈の必要に応じ併記することにする。³⁾

これまでに宮古島で出土した軒瓦の瓦当紋様は、瓦当範の違いに留意すると軒丸瓦、軒平瓦それぞれ2種ずつある。宮古島出土琉球近世瓦の瓦当紋様を、子房、花卉を主たる要素として、さらに葉、茎の形態を手掛かりに分類を試みた。宮古島出土資料の瓦当紋様は何れも省略化、図案化が進んでいるものの、牡丹紋様の範疇に属すると判断され各部位の名残は確認される。そこで省略こそ進んでいるが各部位を指すものとして子房、花卉、雌しべ等の項目を用いて所見を述べ、一覧とした(図1)。

図に挙げた資料の他、砂川元島遺跡でも軒丸瓦、軒平瓦が出土している。写真のみで判然としなが、軒平瓦は茎の変容と考えられる直線的なV字紋が幅広であり、軒平瓦住屋A、住屋Bとは異なる範から製作されていると考えられる。但し詳細な検討が困難であるため本稿では特に名称は与えず、分類は保留する。

諸特徴の検証

以上の瓦当紋様の紹介に加え、宮古島の琉球近世瓦にどのような特徴が見られるのか検証してみよう。

葺き方に関する特徴

軒丸瓦

瓦当接合角度

瓦当接合角度を検討するには筒部まで残る軒丸瓦が必要だが、現時点では瓦当部のみの破片資料が出土するに留まり、検討可能な状態の資料は見当たらない。

筒部の長さ

宮古島における琉球近世瓦の分類

完形資料が確認されず、現時点での検討は困難である。

色調

確認し得た範囲で、軒丸瓦住屋A、上の頂A共に赤色系に属する。

軒平瓦

瓦当裏面接合粘土（瓦当と筒部を接合する際に瓦当裏面に盛り付ける粘土）の厚み

本稿で扱う宮古島の軒平瓦のうち、住屋Aは住屋遺跡で7点、尻並遺跡で1点出土している。また「祥雲寺石垣」とメモが記される寄贈資料が宮古島市立総合博物館に収蔵されている。瓦当と筒部の接合部が3～5cm前後とばらつきがあるものの、5cmを上回るのは住屋遺跡出土の1点のみで概ね薄手の傾向を示す。また住屋Bは住屋遺跡で1点のみ確認され、3.5cmと薄手である。

色調

住屋遺跡出土の軒平瓦住屋Aは表面、芯ともに赤色を呈するものばかりである。宮古島市総合博物館所蔵の住屋Aは、表面は赤色ながら芯は褐色を呈し、還元焼成が行われた可能性がある。しかし今のところ1点のみであり、宮古島で還元焼成の軒瓦が生産された可能性はあるものの、より資料が増加した時点で再検討したいところである。

住屋Bは焼成失敗品と推察される資料のみだが、破面には赤褐色の色調が確認される。

流儀に関する特徴

軒丸瓦

範の材質

何れの資料にも紋様と無関係に横方向に並行して走る凸線が確認された。木範の傷と推察される。陶範のものと推察される範傷の見られる資料は確認されない。

範バリの整形

琉球近世瓦の瓦当範は瓦当の周縁外側までかぶるものに限られる。宮古島の資料も例外ではない。粘土が範をあふれ、そのまま整形されずに焼成されると裏面側周縁付近にバリが残される。宮古島で出土している資料は何れもこの範バりをなでつけて整形した痕跡が確認されるが、整形が不徹底でバリが残存する例が多い。

軒平瓦

範の材質

軒丸瓦同様、軒平瓦の瓦当面にも紋様と無関係に並行する凸線が確認された。宮古島の琉球近世瓦は軒丸・軒平何れも木範が用いられていると推察される。

範バリの整形

宮古島の軒平瓦は何れも範バリを瓦当面側になでつけて整形している。しかしナデ付けが甘く、バリとしてヒレ状に残ることは少ないが、完全に縁と一体化せず隙間が出来ているものも見られる。かつてこうした不徹底な整形を範バリ整形①と呼称した（石井 2006c:43）が、本稿でも同じ呼称を用いる。

瓦当裏面の調整

軒平瓦の裏面調整は同範品同士でもかなりばらつきがある。住屋遺跡から出土した7点の住屋Aのうち、縦ナデが2点、横ナデが3点、左上がりの斜めナデが1点、風化により不明なものが1点確認される。但し横ナデは本島で見られるような強い指跡を残すものではなく、全体としては平滑な調整である。住屋Bは横ナデが確認される。

また瓦全般について、胎土に混和材が余り見られないこと、色調が赤色系の資料は鮮やかな赤色を呈すること、が挙げられる。沖縄本島の赤色系瓦と比べやや黄色が強い。また隣接する石垣島における琉球近世瓦は白色鈹物を多く含み、暗い赤色を呈していたのに対照的であるといえる。

諸特徴と瓦当紋様の組み合わせ

以上纏められた特徴と瓦当紋様との組み合わせを、出土資料を基に整理する。結果は以下の通りである（図2）。アルファベットは葺き方に関する特徴、算用数字は流儀に関する特徴、ローマ数字は牡丹紋様の分類番号を示し、過去の分類を踏襲している。何れも先後関係を意味する記号ではない。

軒丸瓦：

瓦当接合角度不詳・赤色－木範・範バリを整形－牡丹紋様Ⅱ：?r－2－Ⅱ

軒平瓦：

瓦当裏面接合粘土薄・赤色－木範・範バリ整形①・瓦当裏面ナデ斜－牡丹紋様Ⅱ：c－2－Ⅱ

瓦当裏面接合粘土薄・赤色－木範・範バリ整形①・瓦当裏面ナデ横－牡丹紋様Ⅱ：c－5－Ⅱ

瓦当裏面接合粘土薄・赤色－木範・範バリ整形①・瓦当裏面ナデ縦－牡丹紋様Ⅱ：c－6－Ⅱ

※「?r」は葺き方に関する特徴のうち色調のみが赤色系に属すると判断出来る資料を示す記号として用いる。また宮古島の資料に見られる横方向の瓦当裏面ナデは、深く指跡が残る沖縄本島の資料に見られる横ナデと異なり浅いため、分類上区別している。

丸瓦 平瓦

宮古島の琉球近世瓦は、軒瓦だけでなく丸瓦、平瓦にも沖縄本島の資料とは異なる特徴が見られる。以下詳述する。

平瓦

上原氏の論考（上原 2005：11）をはじめ、報告書においても既に指摘されている通り、宮古島出土の平瓦の凸面にはへら描き、櫛描きの沈線紋がしばしば施される（図 3）。沖縄本島、石垣島出土資料には見られない特徴である。波状のものと直線的なもの、さらに波状と直線を両方施したのが見られる。出土資料の多くは赤色系の平瓦だが、住屋遺跡出土資料には赤色系の平瓦（図 3-3）の他に、やはり同様の沈線紋が認められる灰・褐色系の平瓦も見られる（図 3-1）。但し小破片であるため凸面全体にどのように施されるのか判然としない。また凸面は縦に面取りされる。凹面には整形時の型である樋板の痕跡と布目が全面に認められる。上下端寄りには、型の樋板を連結する横方向の太紐の圧痕が認められることもある。

丸瓦

住屋遺跡からは丸瓦が出土している（図 3-2）。かつて上原静氏は「(宮古島の) 灰色瓦の種類は平瓦のみ」（上原 2005：11）としていたが、灰・褐色系に分類される丸瓦も出土している。図 3-2 は玉縁部である。横ナデ整形され、凹面には瓦の型に巻く布「瓦衣」の痕跡と推察される布目が全面に認められる。玉縁部凹面の布目には細かな縫い目が並行して八列確認され、瓦衣の玉縁に当たる部分を折り返して縫い合わせた痕跡だと推察される。凹面側面寄りは面取りされている。

住屋遺跡をはじめ宮古島の遺跡からは赤色系に分類される丸瓦も出土している。凹面には布目が確認されるが、上述のような特徴的な縫い目は確認されていない。

生産

今のところ、宮古諸島では窯業生産にまつわる遺跡は発掘されていない。瓦窯とされる地点は 6 箇所、池間島に 1 箇所指摘されており、近代には宮古諸島各地に瓦窯が築かれ操業したことが知られるが詳細は不明である（沖縄県教育庁文化課 1995：37-56）。現時点では、近世期に位置付けられる瓦窯は未確定であり、生産遺跡を踏まえた上で宮古島の琉球近世瓦を論じることは出来ないといえよう。

消費

瓦の生産遺跡は今のところ調査例がないが、消費遺跡は幾つか発掘され資料が蓄積されている。遺跡の性格に留意しつつ出土資料を見ていこう。

在番仮屋

平良市の中心地に位置付けられる住屋遺跡からは、近世期に位置付けられると推察される瓦が出土している。近世期に宮古島の拠点である在番仮屋が置かれ、さらに近代には平良市役所、宮古市庁、消防署、婦連会館等の敷地として利用されてきたとされる（沖縄県教育庁文化課 1983：12）。出土資料には完形に近い軒瓦が数種類見られ、今のところもっとも豊富に軒瓦を出土した遺跡といえる。なお附近に所在する尻並遺跡（沖縄県立埋蔵文化財センター 2003:91-93）からも瓦が出土しており、軒丸瓦と軒平瓦が確認される。軒丸瓦は花卉の形状が上述した軒丸瓦住屋A、住屋Bとは異なっており、別の範から作られた可能性があるものの、小破片であるため断定は避けたい。軒平瓦は住屋Aが出土している。住屋遺跡を含め、在番仮屋を中心としてこの一帯に瓦葺き建築が多く存在していたことを推察させる。

また無紋の軒丸瓦も出土しており、類例は沖縄本島の近代遺跡出土資料に求められ、戦前の古写真にも確認される。本土の瓦文化との接触の結果生まれたものと考えられる。発掘区は初代那覇地方裁判所平良支部が立地していた地点であり、無紋軒丸瓦は近代以降の裁判所に伴うものと推察される。琉球近代瓦は宮古諸島においても使用されていたことがうかがえる。類例は湧田古窯跡をはじめ沖縄本島各地で出土している。

集落

宮古島南部の海岸近くに位置付けられる砂川元島遺跡からは瓦が多量に出土している。胎土は土器Ⅲ類に近く宮古島内で作られたものとされている（砂川元島遺跡調査団 1975：13）。丸瓦、平瓦ともに凹面に布目が確認され、平瓦は凸面に上述したヘラ描き紋が施される資料もある。また少量だが軒丸瓦、軒平瓦が出土している。報告は写真のみだが、上述した分類以外の軒瓦と推察される。なお明和の大津波（1771年）以前に造成されたと思われる整地層から出土しており（関口 1976：54）、18世紀後半以前の年代が与えられる資料群だといえよう。すなわち宮古諸島では18世紀後半以前に軒瓦を伴う赤色系瓦の生産が開始され、かつ平瓦にはヘラ描き紋が施されていたと推察される。瓦葺きが制限される中で、海岸付近の集落に軒瓦を伴う瓦葺き建築があるとすれば屋敷とはし難く、また「瓦の特に散布するところは古くから地元の人々に「集会場」と呼ばれていた地で、現在の公民館的機能を有した建造物であった様である」とされている（関口 1976：54）ことから、蔵等の王府に関わる公的施設に伴う瓦群と推察されよう。

その他

上の頂遺跡から軒丸瓦、軒平瓦が出土している（関口 1976：52）。軒丸瓦上の頂A、軒平瓦住屋

Aが確認される。同遺跡は古くは倭寇遺跡とされ中世並行期の遺跡として著名であるが、近世における土地利用に関する詳細は不明である。同範資料は住屋遺跡、尻並遺跡で出土している。

また宗教施設から出土する例もある。下地町(当時)の喜佐真御嶽遺跡は祭祀に関わる遺跡であり、昭和27(1952)年に造られた旧籠り屋の解体修理に伴って発掘調査が行われた。第Ⅲ層から大量の瓦だまりが出土したとされ、増盛する際に敷き詰めたとされている(下地町教育委員会2001:13)。また「内部に至る所に瓦が散乱し、祭祀に利用されていたようである」とされる(下地町教育委員会2001:10)。瓦と祭祀の関わりが示唆され注目される。軒瓦は報告されておらず、丸瓦、平瓦が集中的に出土した遺跡だと判断される。出土資料には上述した特徴的なヘラ描きは確認されず、必ずしも全ての平瓦に施紋されていたわけではなかったと推察される。出土した瓦群はかつて瓦葺きだった時期に実際に葺かれていたものと考えられており(下地町教育委員会2001:17)、宮古島の瓦葺き建築に必ずしも軒瓦が用いられるわけではないと推察されよう。年代は出土した陶磁器資料からグスク時代以降とされている。籠り屋は現存しており出土資料の年代は幅広く、出土した瓦の年代は確定しがたいが、瓦だまりの上層にあたる第Ⅱ層は石灰岩礫を多量に含み、旧籠り屋を造る際に増盛した層だとされている(下地町教育委員会2001:13)ことから、瓦による増盛はより古い年代に位置付けられよう。

上述の出土状況から見ると、宮古島においては現在までに平良市中心地附近に多く瓦葺き建築が存在しており、その他に各地においても祭祀施設や公的施設として瓦葺き建築が点在していたと推察される。消費遺跡出土資料は多様性を欠き、また少ない。

文献史料の検証

考古資料について分析してきたが、次いで文献史料に見られる宮古島の瓦と瓦葺き建築について見てみよう(表1)。しかし既に上原氏が纏めている(上原2005:1-2)通り、宮古諸島における瓦に関する記述は少ない。

瓦の生産

生産遺跡が確認されないことから、瓦の生産に関し現時点で分析可能な対象として文献史料が注目されることである。『宮古史伝』は「(享保)十三(1728)年に宮金氏平良親雲上寛富は壺類焼試方下知方を仰付けられて瓦壺類の焼方を伝授し來り、其後屋根瓦類の焼製法も追々に発達した」とする(慶世村1927:196()内筆者)。また瓦生産を行ったのは寛富が杣山下知役をしていた時のこととされる(稲村1972:331)。18世紀前半には瓦を含む窯業生産が林業と関わりつつ行われるようになった可能性がある。但し何れも出典は明記されておらず、どの史料によるものか判然としない。なお『平良市史』では「製瓦」について触れつつもこれらには言及していない。

寛富の前任が恵通という人物である。宮古島における最初の杣山惣主取である。恵通もまた、林

業に関わる職務にありながら窯業と関わりを持っていた。『白川氏家譜』乾隆二（1737）年には、
乾隆二年丁巳十一月朔日恭蒙從三司官賜褒書其書左記

附狩俣村之儀作職場狭万事不自由有之耕作迄ニテハ統兼候処右村支配之時附氣致下知農務之余
カヲ以テ塩為焼且井掘用水相達且水甕共為焼出所用相調・・・(後略)・・・

(平良市史編さん委員会 1980 : 188)

柚山惣主取の役職にありつつ、製塩や井戸の掘削、そして水甕の焼成を行ったとされる。恵通には報奨として「國分御多葉粉」が下賜されている。時期は18世紀の前半に当たり、上述の『宮古史伝』の記事とほぼ同時期とされる。林業に携わる立場にある人物が同時に窯業に携わっている点は注目される。

窯業は燃料として大量の木材を必要とする。道光二十二（1842）年の首里城重修の際には、瓦を焼くための大量の薪が必要とされており、対応が指示されている（高良 1998 : 6）。宮古島は木材の不足しがちな土地とされており、製塩や窯焚きには多くの燃料を必要とする。林業の担当者であった恵通が窯業に関わった背景には、燃料の問題があると推察される。

『白川氏勤書』には

久貝与人恵嶋嫡子

西仲宗根与人恵孟

・・・(中略)・・・

一同（乾隆三十一）年地船修甫用之楷木柚山より伐取下地并楷木枝束立を以雅焼物所江相納下知
役勤日数三日

(平良市史編さん委員会 1988 : 725 () 内筆者)

とあり、乾隆三十一（1766）年に柚山から燃料用の木材を調達したことを記している。この記事からも、琉球近世の宮古島において林業と窯業が密な関係にあったことがうかがえる。⁴⁾

これら史料は瓦のみでなく窯業全般に関わる事柄である。具体的な瓦の生産について記した史料は少ないが、中には興味深い史料が確認されている。同治拾三(1874)年の『宮古島船手座例帳』では、

瓦家上葺壺坪例之事

一瓦式百六拾枚内 男瓦七拾五枚長八寸五分横五寸
女同百八拾五枚長八寸八分横七寸

附

一花髭瓦遣候時は軒壺間ニ拾六枚遣之男女瓦ノ遣分引入大髭瓦遣候所は女瓦ノ遣分引入候也

一むね先すけ先ニ遣候花髭瓦は現入目候也

一女瓦葺出羽式寸五分之事

・・・(中略)・・・

同中葺壺坪例之事

一瓦式百式拾枚内 男瓦七拾五枚長八寸五分横五寸
女瓦百四拾五枚長八寸五分横七寸

附

宮古島における琉球近世瓦の分類

一花髭瓦遣候時は軒壺間ニ拾六^(ママ)拾遣之男女瓦より遣分引入大樋瓦遣候所女瓦より遣入候也

一むね先すけ先ニ遣候花髭瓦は現入目候也

一女瓦葺出羽三寸五分候也

・・・(中略)・・・焼損等有之節は入目料細工人²弁償可申付候也

(沖縄県立図書館資料編集室 1991 : 810-812 一部変体かなをひらがなに改めた。以下同様。)

「男瓦」すなわち丸瓦が「長八寸五分横五寸」(全長 25.5cm、幅 15cm)、「女瓦」すなわち平瓦が「長八寸八分横七寸」(全長 26.4cm、幅 21cm)とされる。⁵⁾そして葺き方が「上葺」の場合、一坪当たりに丸瓦 75 枚、平瓦 185 枚が用いられている。葺き方が「中葺」の場合は丸瓦 75 枚、平瓦 145 枚とされる。丸瓦の数が変わらないのはその特性上縦に連結させる葺き方がなされるためだと考えられる。「中葺」は「上葺」より平瓦の数が少なく、約八割しか用いることが出来ない。瓦の葺き足はそれだけ減り屋根の保持力は落ちるものと推察される。

軒瓦を用いる時には一間当たりに 16 枚を用いるよう指示されている。軒瓦の場合は丸と平とで使用枚数に違いはないので、軒丸瓦と軒平瓦それぞれ 8 枚ずつであると考えられる。そしてこれらを用いるときは丸瓦、平瓦から差し引くよう指示している。また「上葺」の場合「大髭瓦」、「中葺」の場合「大樋瓦」を用いる際にはその分を平瓦から差し引くよう指示している。これらの瓦が何を意味しているのか判然としないが、文脈から見て両者は同種の瓦であると推察される。なお「大髭瓦」はこの文献にしか今のところ確認されない。

また瓦生産窯についても具体的な寸法や職人の人数に関する規定があり、用いられる燃料も細かく定められていた。中でも生産上の失敗は職人の責任とされ、弁償と定められていた。王府に損失はないよう取り計らっていたと推察される。

但し冒頭に綱紀肅正を目的として記されたという一文があり(沖縄県立図書館資料編集室 1991 : 806)、必ずしも実情を反映したものではなく、むしろ王府の望む理想を記した文書であると言える。実態は乖離していた可能性も検討されねばならないだろう。

瓦の消費 建築物の創建、修復、損壊

瓦の生産と同じく、消費に纏わる記載も沖縄諸島、八重山諸島と比べて少ない(表 1)。

宮古諸島における最古の瓦に関する記録は生産ではなく消費にまつわるもので、上述の生産関連の記述より古く位置付けられる。『球陽』尚寧王二十三(1611)年には、祥雲寺を瓦で葺き替える記述が見られる。

創建宮古山祥雲寺竝神社

・・・(前略)・・・

萬曆辛亥薩州檢察使奉

命來臨此島量丈田地回到球國檢察使題請國王幸准允其請創建神社竝寺院于平良地名其寺曰龍峯山

祥雲寺即奉達摩大師釋迦如來蓋以陶瓦而奉移大權現麗美輪奐矣乃延山月以爲開山住持也

(球陽研究會 1974 : 208)

瓦は「釈迦如來」や「大權現」と並び「麗美」となすための要素として挙げられている。宮古島における17世紀初頭の瓦葺きは、威信財としてまた装飾材として意味付けられていたことがうかがえるが、『球陽』は18世紀の編纂であり同時代史料ではないため可能性に留まる。なおこの時に用いられた瓦は沖縄本島から持ち込まれた灰色系瓦だと推察されている(上原 2005 : 12)。一方で、繰り返しになるが、上述した祥雲寺の表採資料の中には還元焼成がなされた可能性のある軒平瓦住屋Aが見られ、瓦当紋様から宮古諸島製であると推察される。宮古諸島における初期の瓦の生産と供給についてまだ検討すべき課題が残されているといえよう。

また『球陽』尚寧王三十一(1619)年の条には

〈宮古八重山創建績織房〉

往昔之世麻姑山八重山未設績織之屋各島人民家家績織以出夫里布到于此時各島諸村邑創建績織屋一座以爲納貢之處

(球陽研究會 1974 : 210-211)

と言う記載があるが、屋根葺き材に関する記述は無い。しかし『球陽』尚貞王十七(1685)年の条には

火燒宮古山公藏三座

功治年間鯖祖氏仲宗根豊見親玄雅定貢税製法式而後創建御物藏船手藏仕上世藏此時只以茆草蓋之康熙壬戌忽逢火災燒其三藏到乙丑年重修其三藏瓦以蓋之

(球陽研究會 1974 : 242)

同様の記事が『御嶽由来記』にも見られる(稲村 1977 : 91)。上述の記述と合わせ、1685年まで瓦が用いられていた記述は見られない。また瓦葺きにする文脈は興味深く、「只以茆草蓋」という状態だった蔵が康熙壬戌(1682年)に火事になり、瓦に葺き替えたとする。この資料を読む限り、宮古諸島における初期の瓦は耐火建築材として導入されたということになるが、同時代史料ではないため後世の解釈である可能性がある。沖縄本島では、17世紀の同時代史料として康熙三十六(1697)年の『法式』の中に「番所」と「百姓中之蔵」の瓦葺きを奨励する記載が見られるが、ここでは必ずしも耐火建築材として瓦を位置付けていない。宮古諸島における瓦記述は同時代史料が少なく、有効な耐火建築材として瓦が意識された後世に纏められたものである。

また『球陽』尚貞王二十八(1696)年の条では、

夏五月初二日宮古島有大地震

此日府庫及拜殿寺院假屋等四圍石墻崩事 招來久貝松原與那霸川滿下里西里東仲宗根西仲宗根等村人民仍舊重築時在番役葉氏友寄親雲上兼道

(球陽研究會 1974 : 251)

とあり、記述には石垣の破損しか触れられていないが建物にも被害が及んでいた可能性はあり、瓦

宮古島における琉球近世瓦の分類

葺きにしていくらも経たない内に再び葺き替えや補修が行われた可能性を考えなければならない。また蔵元は同治7(1868)年に改築について記載される(慶世村1927:120)が、これ以外にも小規模な補修工事は繰り返されたと考えるべきだろう。

同じく『球陽』尚貞王三十一(1699)年の条では

創建宮古山観音堂

(前略)・・・是年住僧江外募化村人喜損資財創造此堂而奉安于此焉

(球陽研究會1974:254)

観音堂の創建について触れている。屋根葺き材については言及されていない。

以上、宮古島における瓦と建築物に関する文献史料を見てきた。沖縄諸島、八重山諸島と比較してかなり史料数が少なく、比較検討を行うのは容易でないが、一方で特異な情報を持った史料も見られ注目されるといえる。

考察

考古資料、文献史料を用いて宮古島の琉球近世瓦について見てきたが、ここで若干の考察を試みる。

宮古島の琉球近世瓦

本稿で取り上げた宮古島出土の軒丸瓦、軒平瓦の瓦当紋様は沖縄諸島、八重山諸島に同范品が見られないことから、宮古諸島で独自に生産されたと考えられる。但し瓦当紋様及び諸特徴には沖縄本島に見られる琉球近世瓦と類似点が見られる。宮古島の琉球近世瓦の瓦当紋様は牡丹紋様Ⅱに分類される。同じ牡丹紋様Ⅱは沖縄本島、石垣島の琉球近世瓦にも確認される。一方、紋様の種類数、瓦当范の数何れも少ない点で沖縄本島、石垣島とは異なり、また軒丸瓦に珠文が見られず、蔓が配置されない点でも沖縄本島の軒丸瓦と異なる。宮古島における琉球近世瓦の一つの特徴だといえよう。大枠の共通性と細部での相違点両方が確認され、両者は全く無関係に製作されたわけではないと考えられる。

また宮古島出土資料に見られる葺き方に関する特徴、製作の流儀に関する特徴にも沖縄本島の資料と共通点が認められることから、製作技術の交流があったと考えられる。石垣島の記録には沖縄本島の工人が技術指導した記述がみられる(石井2007a:6)。また必ずしも瓦職人ではないと推察されるが、嘉永三年～安政二年(1850～1855年)の奄美島の状況を記述した『南島雑話』には、「職人」として「焼物師 東、仁屋、本琉球人」とある(宮本他1968:64)。沖縄本島から周辺諸島へ窯業技術が伝わり、かつ技術の伝播は人の移動に伴う可能性が高いと推察されるが、短期間滞在して技術を伝達するのみで島に定住しない可能性も考えられる。宮古諸島には技術が伝わったと考え

られるものの、技術者が宮古諸島に移住したという記述は見られず、遺物の観察から工人の移住を論じることは出来ないといえよう。また上述の通り宮古島の瓦には沖縄本島の瓦との同範品がないことから、宮古諸島へは技術が移入されたものの瓦当範は持ち込まれず、専用の瓦当範が製作され用いられていたと考えられる。これは石垣島でも同様で、やはり専用の瓦当範が石垣島でも製作されて用いられていた（石井 2007b）。また沖縄本島においては瓦当範が窯・工人間を移動する現象が確認される（石井 2008d : 89）。宮古島における琉球近世瓦の場合、特に軒平瓦においては同じ瓦当範から作られた同範品でも瓦当裏面の調整ナデ方向が異なる資料が確認され、同様の現象は石垣島でも確認される。沖縄本島と同じく一つの瓦当範を複数の工人が用いていた可能性はあるといえよう。但し沖縄本島の湧田古窯跡においては一つの瓦当範に一つの技法が対応しており、一つの窯内では特定の生産集団が特定の瓦当範を用いていたと推察される。宮古島では生産遺跡が確認されていないため、生産集団の細かなあり方まで追究するのは今のところ困難である。一方で瓦当範が島を越えて使用される現象は認められず、瓦当範の移動範囲の限界が確認され注目される。工人は島を越えて移動し技術を伝えたとしても瓦当範は付随しないとすれば、瓦当範はやはり工人個人に帰属するものではないと推察されよう。

宮古島住屋遺跡出土の灰・褐色系丸瓦の玉縁部凹面に見られた特徴的な布目は、沖縄本島の一部の灰・褐色系丸瓦にも認められる。その他の諸特徴もまた、概ね沖縄本島・石垣島で出土する灰・褐色系、さらに赤色系の丸瓦に認められるものと類似しており、共通した製作技法によるものと推察される。一方で平瓦凸面の沈線紋は今のところ宮古島に限定される特徴といえよう。軒瓦と同じく、丸瓦、平瓦にも大枠の共通性と細部での相違点両方が確認され注目される。紋様のパターンやその意味するところの解釈には紋様の全体が観察出来る完形資料が多く必要だが、今のところ完形資料は少なく紋様の全形はほとんど分かっていない。沖縄本島の事例では瓦当紋様の中に他の生産物と共有されたデザインが存在することが知られる（上原 1994 他 : 184）が、沈線紋は宮古式土器にも見られることから両者の関係性が注目される。上原氏は「機能としては屋根葺き段階において、重ねによるズレ落ち防止を意図するものである」としている（上原 2005 : 11）が、浅い沈線が滑り止めとしてそれ程有効に機能するとは考えにくい。またそうした機能ならば広く各地に確認されそうなものだが、沖縄本島、八重山諸島何れにも同様の平瓦は確認されない。凸面に施されるため屋根に葺いた時見えないものの、やはりデザインの一つとして位置付けるべきだと考える。ここには製品のデザインはどのように決定されるのか、という瓦当紋様にも内在する問題が存在しているといえよう。色調、胎土は土器と瓦とで共通点が認められ、あるいは同じ窯で同じ生産集団によって生産されていたのかもしれない。波状、直線等多様であることからすれば、あるいは工人の差、生産集団の差を反映する可能性も検討すべきだろう。

瓦当紋様の種類が沖縄本島と比べ極めて少ないのは宮古島における琉球近世瓦のひとつの特徴だといえよう。大量生産が行われれば範の疲弊は著しくなって破損頻度は増し、それだけ多くの瓦当範が生産されることとなるであろうし、また範が多いほどそれだけ多く工人を投入出来るため生産

効率はよいと推察されることから、瓦の種類数と軒瓦の生産量はある程度比例関係にあると推察される。遺跡の発掘件数はまだ少ないとはいえ、上述の状況からすれば宮古諸島で軒瓦が大量生産されていたとは考えにくいといえよう。

また宮古島における消費遺跡から出土する軒瓦は各地に同瓦品が見られ、出土遺跡によって異なる状況は確認されない。沖縄本島における状況と同じく、特定の建築物に特定の瓦当紋様が用いられてはいないと推察される。消費側に特定の瓦を選択する権利があったとは考えにくく、また供給側に特定の建築物に特定の瓦当紋様を割り振る意志があったとは考えにくい。一方で、沖縄本島における大量生産、大量消費状況において消費側にこうした状況が認められれば受注生産の可能性は低いと推察されるが、そもそも大量の需要がなかった宮古諸島において常時瓦が作られ続けていたとは考えにくく、あるいは受注生産が行われていた可能性も考えられる。また上述した土器との共通性は、両者ともに生産に携わった工人が存在したとも解釈可能であり、恒常的な瓦生産が行われず兼業していた可能性を示唆する。何れにせよ生産遺跡が調査されていない現状ではこうした推察を検証するのは困難であるといえる。

沖縄本島における瓦生産の開始時期については不明な点が多い。宮古諸島では未だに生産遺跡すら確定されていないのが現状で、生産年代の追及は容易でない。上原氏は1611年の宮古祥雲寺の瓦葺きについて「恐らく当該瓦は沖縄本島産の明朝系灰色瓦を直移入したもの」と推察している（上原2005：16）。しかし宮古島で出土する瓦資料は島内産と推察されるものが多く、今のところ遺跡出土資料の中に沖縄本島産と断定出来る資料は確認されていない。但し丸瓦、平瓦の場合特徴がつかみづらく、何を根拠として沖縄本島産の丸・平瓦とすべきなのか判然としないため、見落とされている可能性もあるといえる。宮古島外から瓦が持ち込まれた可能性は残されているといえよう。一方で先の瓦の検討で見た通り、宮古諸島で生産されたと考えられる一部の瓦資料には還元焼成されたものも見られる。上述した平瓦凸面の沈線紋は赤色系ばかりでなく灰・褐色系の平瓦にも認められることから、宮古諸島で灰・褐色系瓦の生産が行われていた可能性を検討しなければならない。今後の課題は多いといえる。

考古資料は乏しいのが現状だが、宮古諸島における瓦葺き建築に関する文献史料もまた僅かである。上述した史料の他には若干修補に関する記述が確認される（表1）ものの新たな瓦葺き建築に関する記述は見られず、出土資料数、遺跡の少なさと合わせ瓦葺き建築は島内の建築物のうち極少数に過ぎなかったものと推察される。宮古島における最初の瓦葺き記述は1611年とされる。一方で宮古諸島の瓦生産開始は文献から1728年ないし1740年という年代が知られる。そして宮古島で生産されたと推察される琉球近世瓦は灰・褐色系、赤色系の両種とも確認される。宮古島に留まらず、琉球近世瓦の色調変化が何時起ったかは未だ資料不足の状況にあるが、断片的な手掛りとして沖縄本島では「乾隆三年戊午六月十六日作」と銘書きされた赤色系瓦の存在から18世紀には赤色系の瓦が生産されていたと推察される（石井2008g：26-27他）。また石垣島黒石川窯址出土瓦は赤色系と判断され、窯の操業期間は1730年からとされる。沖縄本島、石垣島の状況からすると、文

献に見る宮古島の瓦生産開始時期は色調変化が起る狭間の時期に当たり、還元焼成が行われた可能性もある。宮古島では島内で独自に生産されたと推察される赤色系軒瓦の他に、島内産と推察される灰・褐色系に分類される平瓦が出土しており、文献の示す年代の通りなら18世紀前半にまだ灰・褐色系の瓦を生産していた可能性もある。あるいは宮古島における瓦の生産年代を再考する必要があるのかもしれない。生産における色調変化は地域毎に独自に展開した可能性も検討されねばならない。今後の課題であるといえる。

瓦の生産における色調変化は屋根景観にも影響を与える大きな変化であったと推察される。一方で瓦の耐久年数の長さや古材の転用といった供給のあり方からして、生産における瓦の変化が消費の場にすぐに反映されることはなかったであろう。屋根景観が現在のように赤色化するのには赤色系瓦が生産されるようになった後かなり経ってからだと推察される。そして軒瓦は画一的で、何れの建物においても同様の軒瓦が屋根を飾っていたと考えられる。

また遺跡からの出土量は沖縄本島、石垣島と比べ少ない。瓦は高価でかつ制限されたものであったため、沖縄本島においても茅葺きの土族の邸宅が見られるという状況は長く続いたようだ。宮古島も例外でなく、むしろ瓦葺きの邸宅はさらに限られていたであろう。瓦葺き建築は王府の役人が勤務する公的施設とその周辺に集中し、それ以外には蔵等の一部の建築物に限られていたと推察される。また沖縄本島や石垣島では、特に18世紀半ば以降に耐火建築材として瓦が位置付けられていたことが確認される(石井2007a他)。宮古島においても火災対策は重要な課題であり、杣山、役所における火災について対策を指示していたことが知られている(石井2007a他)が、今のところ宮古島においては同時代史料にそのような記述は見当たらない。但し瓦葺き建築物の分布を見る限りでは沖縄本島、石垣島と同様の傾向を示しており、同じ意図を持って用いられていた可能性は否定されないとはいえる。

宮古島における琉球近世瓦について、考古資料、文献史料を基にその特徴を整理し検討してきた。解釈の及ばない点は今後の課題としたい。

アジアの中の琉球近世瓦

琉球近世瓦は特徴的な瓦だといえるが、瓦に普遍的に認められる性質はやはり確認される。最後に、琉球近世瓦に認められる周辺諸地域との共通性と瓦自体の普遍性について付け加えておく。

東アジア、東南アジア諸地域の瓦文化は、近世期を通じ一定の近似性を保ちつつも積極的な瓦文化の交流を続けていたとは考えにくく、むしろ各地で独自の瓦文化が展開していたということが出来よう。一方で瓦に普遍的に内在する問題があり、各地の瓦文化に共通して認められる特徴的な現象を引き起こした。その一例として挙げられるのが瓦の規格の問題である。一つの屋根に葺かれる瓦の枚数は数千数万、あるいはそれ以上となり、複数の窯から供給されるのが一般的であったと推察される。こうした供給体制で瓦を集めて屋根上に葺くためには、規格の統一が消費者、供給者双方に必要であったと推察される。

本稿で中心的に扱っている琉球近世社会においては明文化された瓦の規格が確認される。上述した『宮古島船手座例帳』では「男瓦」が「長八寸五分横五寸」、「女瓦」が「長八寸八分横七寸」とされ、かつ葺き方に「上葺」と「中葺」が規定され、一坪当たりの男瓦、女瓦の枚数まで細かく規定されている（沖縄県立図書館資料編集室 1991 : 810-811）。さらに沖縄本島においては同じ瓦当筈が複数の窯、複数の工人に使用される現象が確認され（石井 2008d : 89）、上述の通り同様の現象が宮古島においても存在していた可能性がある。瓦当筈によって軒瓦の瓦当部の大きさは決定され、取り付ける筒部の横幅も規定することとなる。すなわち瓦当筈は軒瓦の規格全体にも影響するものだといえる。もし窯毎、工人毎に異なる規格の瓦を生産していたのなら、ひとつの瓦当筈が窯、工人を越えて割り振られたとしても対応する規格で軒瓦を製作することは出来ないであろう。瓦当筈の移動現象は瓦製作用具の管理の問題とともに、同一の規格を複数の窯、複数人数の工人が共有し守っていたことを示唆するといえよう。⁶⁾

また周辺諸地域に目を向けてみると、同様の規格統一の試みが広く行われていたことがうかがえる。江戸近世遺跡から出土する瓦はしばしば莫大な数にのぼり、中でも棧瓦は多く出土している。また多様な瓦当紋様、多様な刻印が確認される。こうした多様性が確認される一方で、日本本土各地の近世遺跡出土資料を概観すると、棧瓦の規格は僅か数種類に纏められる（石井 2007e : 37、2008b : 7）。また中国には瓦にまつわる明文化された規格が存在した。『大清会典』康熙二十年の条には、瑠璃瓦は大きさが様々で「十様」があり、現在では「二様」から「九様」までが用いられているとされる（梁、劉 1936 : 6）。瓦の規格について言及した一文であると推察される。北部ヴェトナムにおいても、複数の瓦資料が確認されたナムザオ壇遺跡や藍京遺跡では一定の規格のまとまりを持った瓦群が確認される（Nguyen Hong Kien 2007, Nguyen Van Doan 2004a, Nguyen Van Doan 2004b, Vien Khao Co Hoc 2004）。

瓦の普遍的性質に由来すると考えられる規格統一の試みは各地で行われていたことがうかがえる。瓦の規格は地域毎、時期毎に強い共通性が確認され、同一規格の瓦の年代や分布は瓦の供給と消費の時間的・地理的範囲を示唆するといえる。同時にその範囲は、一つの瓦文化の時間的・地理的まとまりを示唆する客観的な尺度となると言えよう。その意味で、琉球近世瓦は周辺諸地域とは異なる規格を用いた独立した瓦であったと言える。

〈註〉

- 1) 上原氏は軒丸瓦を10の文様系26型式29種に、軒平瓦を9の文様系19型式23種類に分けていた（上原 1994a）。瓦当紋様は文様系を意味するローマ数字とアルファベットの組み合わせ、型式を意味する二桁の算用数字、種を意味する算用数字によって区別される。この手法では軒丸瓦・軒平瓦で一部呼称が重複するが、軒丸瓦、軒平瓦を最初につけることによって問題を回避している。こうして例えば「軒丸瓦 I B01-2」のように表されるのである。一方で発表時点の資料を全てとして数字、アルファベットを振っているため新出資料に対応出来ない。
- 2) 本土によくある中房の周りに花卉や珠文が並ぶタイプの紋様では、それぞれの紋様要素に分解してナン

パーをつけ、呼称とする方法が採用出来るが、写実的でしかも種類に乏しいモチーフと、その変形からなる琉球近世瓦の瓦当紋様には必ずしも適用出来ない。上述の方法では個々の資料の呼称が紋様から自由になる。今後の資料増加に対応し継続出来る命名法を求めるなら、呼称には瓦当紋様の解釈とはある程度距離を置いた客観性が必要であると考え。

- 3) また今のところ宮古島では確認されていないが、沖縄本島で小形の瓦当の場合アルファベットは小文字、大形の瓦当には1と大文字、軒平瓦のうち瓦当部の平面形が板状の瓦には大文字に'をつけ区別することとしたい。出土遺跡が不詳の場合、また碎片での出土のみの場合は、報告された遺跡名の前に「仮称・」をつけ、アルファベットではなく丸で囲った数字を用いる。但し文中では「仮称」は付けず遺跡名から呼称する。個人収集資料等、出土遺跡が明らかでない資料には「仮称」と任意に振った数字との組み合わせのみで呼称する。この場合は仮称から呼称する。また以上の何れの数字、アルファベットも紋様の新旧関係を意味しない。今後発掘の報告があれば、仮称とした資料にも遺跡名を用い同様に呼称を与えたい。

- 4) 寛富は、『宮古島在番記』によればその後

同(乾隆)十丑年頭役被仰付同二十七年年隱居勤役十八年
宮金氏大三俵平良大首里大屋子寛富
字ウマノコ

(沖縄県沖縄史料編集所 1981 : 180 () 内筆者)

とあり、乾隆二十七(1762)年には任期を終え引退している。しかしそれから数年後には、寛富の折角の改革が機能していないと指摘されており、与世山親方が検使として派遣されることとなる(平良市史編さん委員会 1988 : 420)。

なお林業と窯業の緊密な関係は近代にも続いていたようだ。明治十五年八月の『上杉県令先島巡回日誌(宮古島之部)』によれば、道光十六(1836)年に大風によって薪が不足し、陶器製造が禁止されたという。窯業の要する燃料材が如何に多かったかがわける事例だといえる。

(前略)・・・今ヲ去ル四十七年前軒チ道光十六年ニ大風アリテ人家ハ勿論過半毀壞シ山野ノ樹木ニ至ル迄吹き斃サレ為ニ全島ノ諸山皆兀山トナリ・・・(中略)・・・其大風前迄ハ当地方ニモ陶器製造ヲ為シタルトモ爾來樹木ノ以テ薪炭ニ為ス可キモノナク島民日常ノ薪炭スラ尚フ且ツ欠乏セシ故一切陶器ノ製造ヲ禁制セラレタリ・・・(後略)・・・

(平良市史編さん委員会 1978 : 42)

- 5) 「中葺」の場合平瓦は全長が三分短く設定されているが、0.9cm 短く製作するという指示は理解し難い。原典に当たることが出来なかったが、本稿では記載のミスである可能性を考慮し解釈は保留する。
- 6) また上述した島を越えない瓦当範の移動範囲は規格の共有を要する範囲が一つの島内に限られることも示唆するといえる。丸瓦、平瓦の規格に大きな差異は認められないが、軒丸瓦の瓦当接合角度には各地で差が認められる。

〈引用・参考文献〉

- 石井龍太 2006a 「琉球近世瓦関係文献資料の集成と諸問題の検証—琉球近世瓦の研究—」『よのつち 浦添市文化部紀要』第2号 : 11-19, 浦添市教育委員会文化部
- 石井龍太 2006b 「琉球近世瓦瓦当紋様集成と型式学的分類—琉球近世瓦の研究その2—」『東京大学考古学研究室研究紀要』第20号 : 109-148, 研究科・文学部 考古学研究室
- 石井龍太 2006c 「琉球近世瓦の分類と編年試案—琉球近世瓦の研究その3—」『南島考古』第25号 : 41-49, 沖縄考古学会
- 石井龍太 2007a 「八重山諸島における琉球近世瓦関係文献資料の集成と諸問題の検証—琉球近世瓦の研究—」『よのつち 浦添市文化部紀要』第3号 : 1-9, 浦添市教育委員会文化部

宮古島における琉球近世瓦の分類

- 石井龍太 2007b 「石垣島における琉球近世瓦の分類～琉球近世瓦の研究～」『東京大学考古学研究室研究紀要』第21号：133-145，研究科・文学部 考古学研究室
- 石井龍太 2007c 「湧田古窯の再評価－湧田古窯跡の軒丸瓦－」『南島考古』第26号：275-288，沖縄考古学会
- 石井龍太 2007d 「八重山古陶の可能性 上」『沖縄タイムス』8月7日：21，沖縄タイムス社
- 石井龍太 2007e 「瓦文化と近世アジア社会－江戸、琉球、ヴェトナム－」『第7回 大学考古学研究会交流会 発表要旨集』第7回：31-44，大学考古学研究会実行委員会
- 石井龍太 2008a 「沖縄本島と石垣島 琉球近世瓦の展開－琉球近世瓦の研究－」『沖縄文化研究』三十四号：181-215，法政大学沖縄文化研究所
- 石井龍太 2008b 「溶姫御殿と幕末近世瓦 ～瓦文化と近世アジア世界～」『江戸遺跡研究会会報』No.112：2-13，江戸遺跡研究会
- 石井龍太 2008c 「近世琉球王国の防火」『よのつち 浦添市文化部紀要』第4号：98-112，浦添市教育委員会文化部
- 石井龍太 2008d 「湧田古窯の再評価－湧田古窯跡の軒平瓦－」『南島考古』第27号：79-91，沖縄考古学会
- 石井龍太 2008e 「沖縄の瓦」『南島研究』49号：11-31，南島研究会
- 石井龍太 2008f 「琉球近世の植木鉢」『東南アジア考古学会紀要』第28号：155-168，東南アジア考古学会
- 石井龍太 2008g 「島嶼の瓦文化 琉球近世瓦の研究」『東南アジア考古学会研究報告 東南アジアの生活と文化 I：住まいと瓦』第6号：25-34，東南アジア考古学会
- 稲村賢敷 1972 『宮古島庶民史』三一書房
- 稲村賢敷 1977 『宮古島旧記並史歌集解』至言社
- 上原静 1994a 「首里城跡西のアザナ地区出土の明朝系瓦とその推移」『南島考古』No.14：153-186，沖縄考古学会
- 上原静 1994b 「首里城城郭、西のアザナの調査」『文化課紀要』第10号：57-82，沖縄県教育庁文化課
- 上原静 1998a 「琉球の古瓦」『考古学ジャーナル』427：9-13，ニュー・サイエンス社
- 上原静 1998b 「琉球諸島出土の中・近世瓦の研究略史」『地域文化論叢』第1号：71-96，沖縄国際大学大学院地域文化研究所
- 上原静 1999 「沖縄諸島における第二の大和系瓦」『読谷村立歴史民族資料館紀要』第23号：31-47，読谷村立歴史民俗資料館編
- 上原静 2000a 「古瓦から見た琉球列島の交流史」『古代文化』52(3)：39-43，古代学協会
- 上原静 2000b 「沖縄諸島出土の古瓦と造瓦技術の伝播」『第9回アジア史学会研究大会(沖縄大会) 報告講演・シンポジウムアジアの中の沖縄』アジア史学会 第9回研究大会(沖縄大会)編，137-148
- 上原静 2005a 「八重山諸島の窯業史における屋瓦の特質」『南島文化』第27号：109-133，沖縄国際大学南島文化研究所編
- 上原静 2005b 「宮古諸島における遺跡出土の屋瓦」『平良市総合博物館紀要』第10号：1-18
- 砂川元島遺跡調査団 1975 『沖縄・宮古島 砂川元島遺跡発掘調査概報』
- 砂川元島遺跡調査団 1976 『沖縄・宮古島 砂川元島遺跡発掘調査概報(第二次)』
- 沖縄県沖縄史料編集所 1981 『沖縄県史料 前近代1 首里王府仕置』沖縄県教育委員会
- 沖縄県教育庁文化課 1983 『宮古の遺跡 詳細分布調査報告書』
- 沖縄県立図書館史料編集室 1991 『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』沖縄県教育委員会
- 沖縄県立埋蔵文化財センター 2003c 『尻並遺跡 那覇地方裁判所平良支部建て替えに伴う発掘調査』
- 慶世村恒任 1927[1976] 『宮古史伝』
- 下地町教育委員会 2001 『喜佐真御嶽 籠り屋復元工事に伴う発掘調査報告』
- 関口広次 1976 「沖縄における造瓦技術の変遷とその間の事情－勝連城本丸跡出土古瓦を中心として－」『考古学雑誌』第62巻第3号：38-55，日本考古学会

石井龍太

高良倉吉 1998「首里城正殿の重修経過 ～道光26年（1846）重修を伝える尚家文書の要点～」『首里城研究』No.4:4-18, 首里城研究会編

平良市教育委員会・社会教育課 1999『住屋遺跡 平良市庁舎建設に伴う記録保存の為の緊急発掘調査』

平良市史編さん委員会 1978『平良市史 第四巻 資料編2 近代資料編』

Nguyen Hong Kien 2007 Di Tich Dan Nam Giao Thoi Nha Ho o Thanh Hoa. *Khao Co Hoc* 2007.1:44-53

Nguyen Van Doan 2004a He Thong Vat Lieu Kien Truc o Di Tich Lam Kinh (Thanh Hoa). *Khao Co Hoc* 2004.6:80-112

Nguyen Van Doan 2004b Khu Di Tich Trung Tam Lam Kinh (Thanh Hoa)

Vien Khao Co Hoc 2004 Khu Di Tich Trung Tam Lam Kinh(Thanh Hoa)

〈図の出典〉

図1 宮古島市にて、住屋遺跡（1999年）の瓦資料の一部を実見、図は全て筆者が作成した。

図2 c-2-II 軒平瓦住屋A、沖縄県立埋蔵文化財センター2003:93を基に一部改変。他は宮古島市にて、住屋遺跡（1999年）の瓦資料の一部を実見、図は全て筆者が作成した。

図3 3、上原2005b:6を基に一部改変。他は宮古島市にて、住屋遺跡（1999年）の瓦資料の一部を実見、図は筆者が作成した。

本稿は科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の交付を受けた成果の一部である。

軒丸瓦	
牡丹紋様Ⅱ	
住屋A	
	<p>子房: 丸で表現される。下端は下向きの花弁から変容したと推察される紋様と一体化し、下端が下方に垂れ下がる形態を呈する。また左右にはやはり花弁から変容したと推察される紋様が子房を包むように取り付く。</p> <p>花弁: 三対表現され、何れも先端が二又になる。子房から上方へ伸び、それぞれ上、横、下へゆるやかに屈曲する。</p> <p>雌しべ: 直線的に表現され、子房から上方へ伸び、先端は二又に分かれる。その上に逆三角形の紋様が浮紋で表現される。</p> <p>備考: 横方向の範傷が確認される。本島の瓦当紋様に類例を求めると軒丸瓦内間御殿Aに最も近いが、珠紋は見られずまた諸点で簡略化している。</p>
上の頂A	
	<p>子房: 住屋Aと同様だが、下向きの花弁から変容したと推察される紋様とはさらに一体化が進む。やや前方に跳ね上がり突き出すものの、ほぼ子房の一部となる。</p> <p>花弁: 住屋Aと同様だが、屈曲はやや弱い。</p> <p>雌しべ: 住屋Aとほぼ同様で、直線的に表現され、子房から上方へ伸びるが先端は分かれず、住屋Aでは雌しべの上に配置されていた逆三角形の紋様と一体化している。</p> <p>備考: 横方向に走る範傷が著しい。</p>
軒平瓦	
牡丹紋様Ⅱ	
住屋A	
	<p>子房: 丸で表現され、中に格子目が入る。下端がやや平坦に表現される。また子房の下に、下向きの花弁から変容したと推察される子房状の紋様が配置される。丸で表現され、下端が尖り上端がやや平坦である。中に縦線がやや屈曲しつつ七本施される。</p> <p>花弁: 半円状の花弁が子房から上、左右に伸びる。それぞれ子房の格子目から延長された四本の凸線が施される。また子房の下に配置された子房状紋様の左右にも同様の花弁が伸び、これらは裏側から伸びるように表現される。さらに子房状紋様の裏側から下方へ逆三角形の花弁状紋様が伸びる。</p> <p>葉: ギザは表現されず、葉脈が葉から飛び出して伸びる。但し飛び出す長さは短い。</p> <p>茎: 子房状紋様の下に直線的なV字紋が配置される。茎の変容した紋様だと推察される。</p> <p>備考: 横方向の範傷が確認される。面と細線で表現される点で特徴的である。</p>
住屋B	
	<p>子房: 住屋Aと同様だが、格子目はより細く表現される。</p> <p>花弁: 子房の周辺には花弁が見られない。子房の下に配置された子房状紋様の左右から簡略化された花弁状紋様が伸びる。中に二本の横線が表現される。</p> <p>葉: ギザは表現されず、また葉脈は葉から飛び出さない。</p> <p>茎: 子房状紋様の下に直線的なV字紋が配置される。</p> <p>備考: 出土資料は膨張して変形しており、建物の基礎工事に用いられた失敗品の可能性がある。</p>

図1 宮古島出土琉球近世瓦 瓦当紋様集成

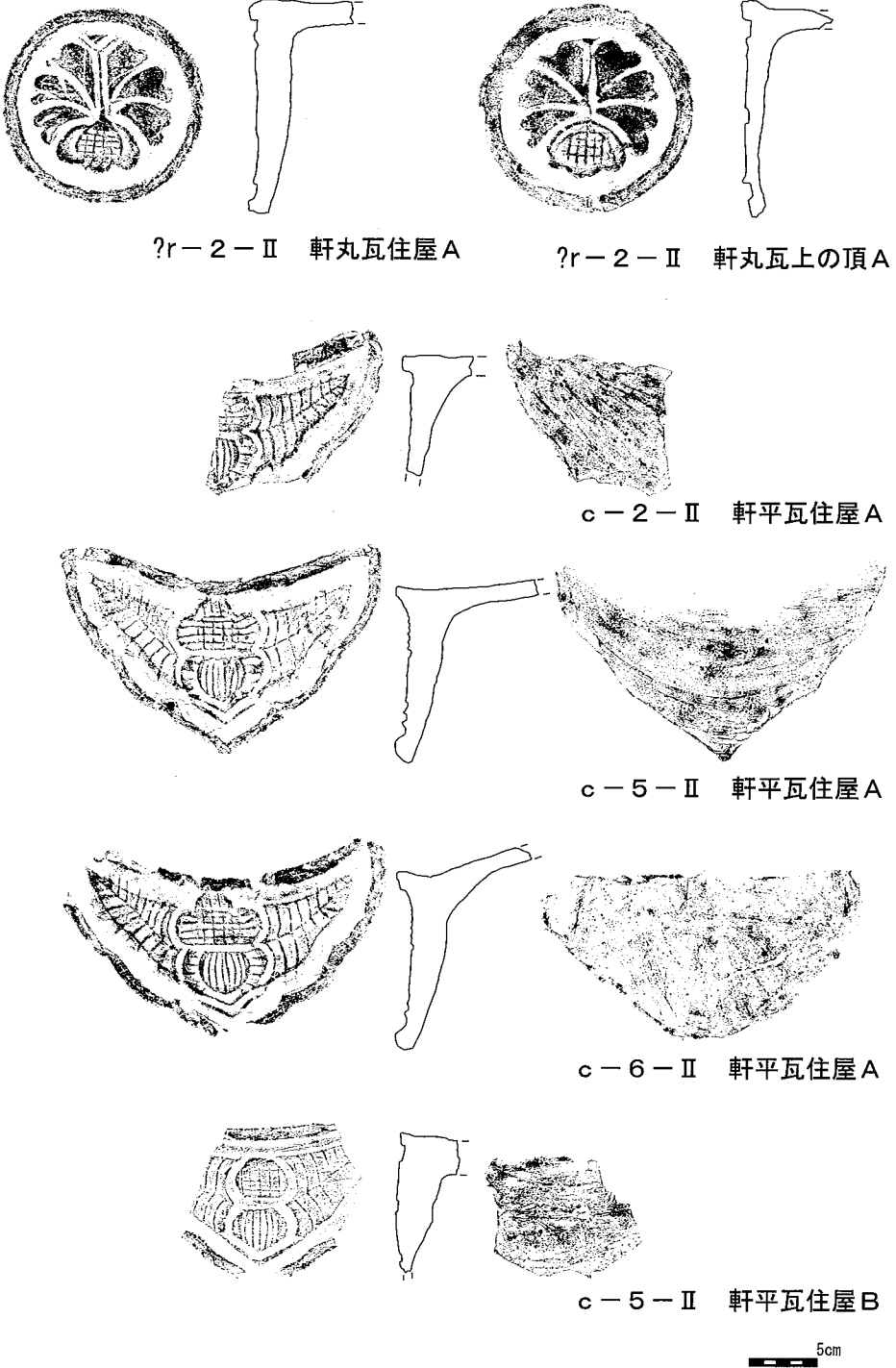


図2 宮古島出土軒瓦

宮古島における琉球近世瓦の分類

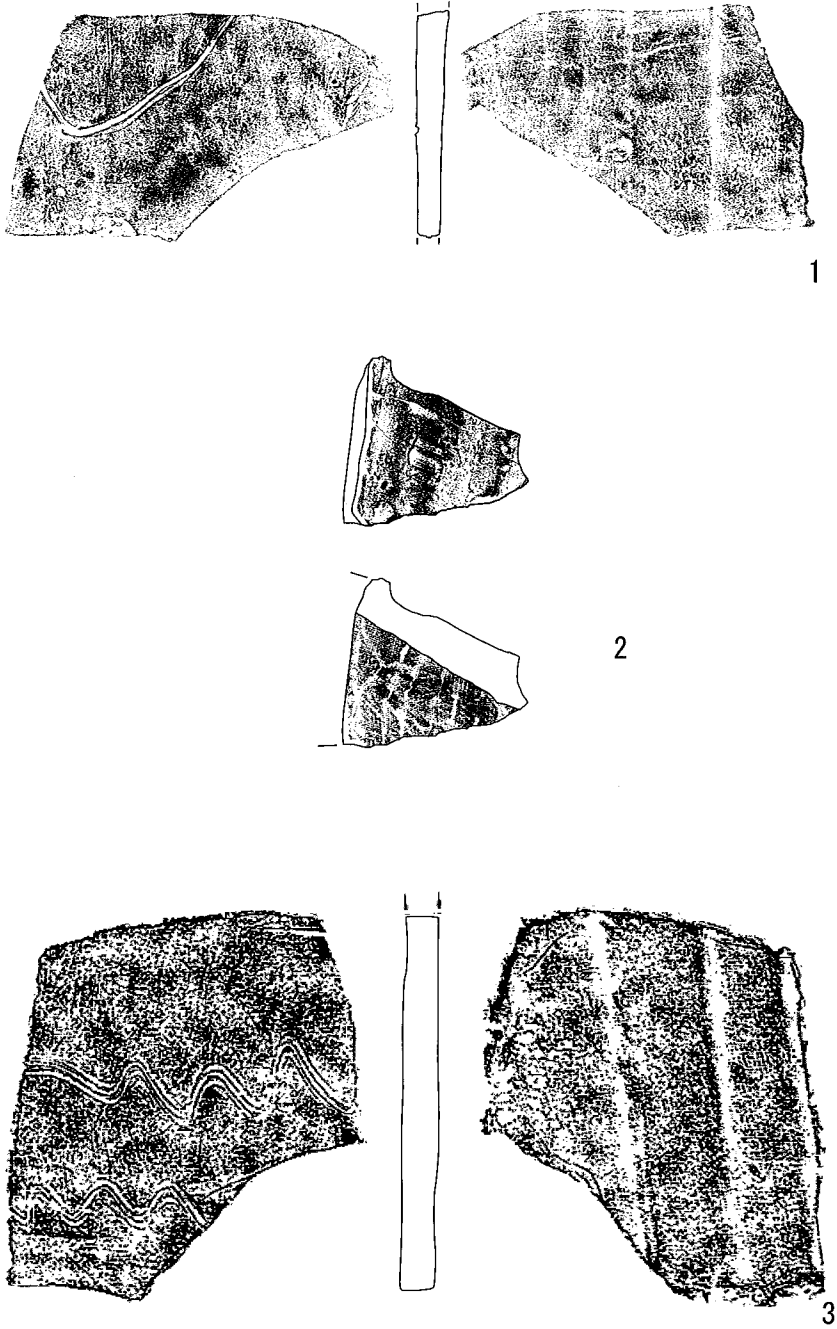


図3 宮古島出土丸瓦・平瓦
1・3. 平瓦、2. 丸瓦

表1 宮古島における瓦・建築物関連記事

瓦生産関連記事	
1728年（享保13）	壺類焼試方下知方の宮金氏平良親雲上寛富は瓦壺類の焼方を伝授し、その後屋根瓦類の焼製法も追々に発達した。『宮古史伝』
1737年（乾隆2）	狩俣村にて農務の余力を以って塩を焼き井戸を掘って用水とし水甕を焼出す。『白川氏家譜』

建築物関連記事	
1611年（尚寧23）	祥雲寺を瓦で葺き替える。『球陽』
1619年（尚寧31）	宮古八重山にて績織房を創建する。『球陽』
1685年（尚貞17）	宮古山公藏三座焼失する。『球陽』『御嶽由来記』
1696年（尚貞28）	夏五月初二日に宮古島にて大地震あり。府庫および拜殿寺院假屋など四つの石墻が崩れる。『球陽』
1699年（尚貞31）	観音堂が創建される。『球陽』
1740年（乾隆5）	はじめて宮古に瓦焼屋ができたという記録あり。『宮古島庶民史』
1740年（乾隆5）	恵次が瓦焼家の解検見役を勤める。『白川氏勤書』
1742年（乾隆7）	恵孟が西仮屋の普請に加勢筆者として勤める。『白川氏勤書』
1744年（乾隆9）	恵次が松原村の苧績屋の普請を勤める。『白川氏勤書』
1759年（乾隆24）	恵孟が長間村の番所と苧績屋の普請を勤める。『白川氏勤書』
1766年（乾隆31）	恵孟が柚山から燃料用の木材を調達。『白川氏勤書』
1858年（咸豊8）	御用布座が大風によって倒壊する。『造管氏系図家譜正統』

Classification of Ryukyu Modern Roof Tiles in Miyako Island

Study about Ryukyu Modern Roof Tiles

ISHII Ryota

In modern Ryukyu Islands they made and used Ryukyu Modern Roof Tiles, and these roof tiles have specific characteristics of this region. In this work I study about Ryukyu modern roof-tile in Miyako Island. This Island is between Okinawa Island and Ishigaki Island, and in each Island they had each roof tile cultures in modern ages. I classify them into four categories from design, form and technique. And I study about documents of roof tiles and buildings in Miyako Island.

